

行田市公式フェイスブック運用方針

(目的)

第1条 この運用方針は、行田市公式フェイスブック（以下、「公式フェイスブック」）の開設に当たり、本市のイベント、取組及び災害情報等を広く発信するための運用について、必要な事項を定めるものとする。

(発信主体及び管理者)

第2条 公式フェイスブックの発信主体は、行田市総合政策部広報広聴課とし、管理者は総合政策部広報広聴課長とする。

(アカウント)

第3条 公式フェイスブックのアカウント名は行田市とし、公式フェイスブックのURLは、「<https://www.facebook.com/city.gyoda>」とする。

(発信時間)

第4条 発信時間は、発信主体者が必要に応じて不定期に投稿するものとする。

(発信内容)

第5条 発信内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 行田市のイベント、取組及び行田の魅力を感じられる情報等
- (2) 防災、防犯及び災害に関する情報
- (3) その他、管理者が必要と認める情報

2 発信した内容に誤りがあった場合は、ただちに発信内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(利用方法)

第6条 利用方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者は、閲覧や投稿など自由に利用することができる。
- (2) 利用者からの投稿やコメントに対する返信は、原則行わないものとする。

(禁止事項)

第7条 以下の内容を含んだ投稿（コメントやリンクを含む）は、禁止するものとする。なお、禁止事項に該当すると判断した場合には、断りなく投稿の全部または一部を削除することがある。

- (1) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (2) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (3) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの

- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの（運用側の投稿は除く）
- (5) 公序良俗に反する内容
- (6) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (7) 違法な情報やわいせつな内容
- (8) その他、市が不適切と判断した情報

（著作権）

第8条 公式フェイスブックに掲載された著作権は、以下のとおりとする。

- (1) 公式フェイスブックに掲載された情報（写真、イラストなど）の著作権は、行田市に帰属するものとする。
- (2) 「シェア」機能など、転載の対象となる内容を改編せず、また、出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできないものとする。

（その他）

第9条 行田市をより身近に感じてもらうため、日常的な言葉を用いた表現にすることがある。

- 2 公式フェイスブックを利用することで生じた直接・間接的な損失について、いかなる場合でも一切責任を負わないものとする。
- 3 公式フェイスブックの内容を予告なく変更する、もしくは運用を中止する場合がある。
- 4 この運用方針に定めのない事項については、管理者が適切な対応を定めるものとする。

付則

この運用方針は、平成27年3月24日から開始する。